

すべての事業所に、 ごみ排出状況の申告 をお願いします

事業系ごみの排出量調査は、2週間分の量を計量していただき、これに基づいて1日平均のごみ排出量を割り出さなければなりません。この1日平均のごみ排出量をもとにして、1日平均10キログラムを基準に、10キログラム以上か、10キログラム未満の事業所かに分類します。

この分類にしたがって、次のようにごみの排出を行ってください。



**1日平均10kg未満の
ごみを排出する事業所は**

市の指定有料ごみ袋（又はシール）を使用して、地域の収集場所に出すことができます。



**1日平均10kg以上の
ごみを排出する事業所は**

事業所が、ごみを種類別に分別し、環境センターに直接持ち込むか、又は市から許可を受けた許可業者と契約して排出してください。

問合せ 環境総務課（☎内線296～298）

不在者投票が変わります！

公職選挙法の一部が改正され、「期日前投票制度」が創設されました。7月に参議院議員通常選挙が執行されますが、これまで不在者投票所で行われていた不在者投票が「期日前投票」となります。また、郵便などによる不在者投票（以下、在宅投票といいます）についても対象者が拡大されるなどの改正がありました。

● 期日前投票について

- ・ 投票期間 選挙期日（投票日のことです。）の告示日の翌日から選挙期日の前日まで。これまでのように告示日には投票できませんので、ご注意ください。
- ・ 投票場所 従前の不在者投票所（三崎、南・初声の両市民センターの3ヶ所）
- ・ 投票時間 8時30分から20時まで
- ・ 投票手続 選挙期日の投票所における投票の手続と同じです。投票用紙は直接、投票箱に入れます。そのため、投票用紙を封筒に入れて署名するといった手続きが不要となり、大幅に簡素化されます。

（注）滞在地、病院、施設などで行われる不在者投票については従来どおり行ないませんが、投票開始日は告示日の翌日です。

● 在宅投票について

- 1 新たに在宅投票ができるようになった人
ア) 介護保険法に規定する要介護者で、被保険者証の要介護状態区分が要介護5である人
イ) 身体障害者手帳の免疫の障害の程度が1級から3級までの人
- 2 在宅投票をするには？
「郵便等投票証明書」が必要です。上記1のア) に該当する人は被保険者証を、イ) に該当する人は身体障害者手帳をそれぞれ添えて選挙管理委員会まで交付申請をしてください。
- 3 在宅投票における代理記載制度の創設について
在宅投票ができる場合に、身体障害者手帳に上肢若しくは視覚の障害の程度が1級と記載されている人及び戦傷病者手帳に上肢若しくは視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までと記載されている人は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た人を代理人にして投票用紙への記載をしてもらうことができます。

詳しくは、選挙管理委員会へ（☎内線438）